

＜夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や離婚の話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうか自体、また、離婚することになった場合、未成年の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか等子どもの育て方に関わる事項、さらに、子どもの養育費、婚姻中に築いた財産の分け方（財産分与）、年金分割、慰謝料等、財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

2 申立てに必要な費用

☐ 収入印紙・・・1200 円

☐ 連絡用の郵便切手・・・合計 1,100 円分

（内訳 140 円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×20枚）

3 申立てに必要な書類

☐ 申立書3通

→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

○ 申立書には、相手方に開示できない住所を記載しないでください。

☐ 事情説明書1通

☐ 子についての事情説明書1通 *未成年の子どもがいる場合に提出してください。

☐ 連絡先等の届出書1通

☐ 進行に関する照会回答書1通

☐ 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)1通

→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

☐ 「年金分割のための情報通知書」1通

→ 離婚と共に年金分割における^{おん}按分割合（分割割合）に関する調停を求める場合にのみ必要です。情報通知書の請求手続については、年金事務所又は各共済組合等の窓口にお問い合わせください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※ 必要になる書類の例

養育費の必要な子どものいる場合：収入に関する書類等

→ 源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、申立人の収入が分かるもの

財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等

→ 不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等、夫婦の財産の内容が分かるもの

婚姻費用等について決まったことがある場合：その内容の分かる書面

→合意書、公正証書、調停調書、審判書等

- 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。

相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。

- 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）でとめて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

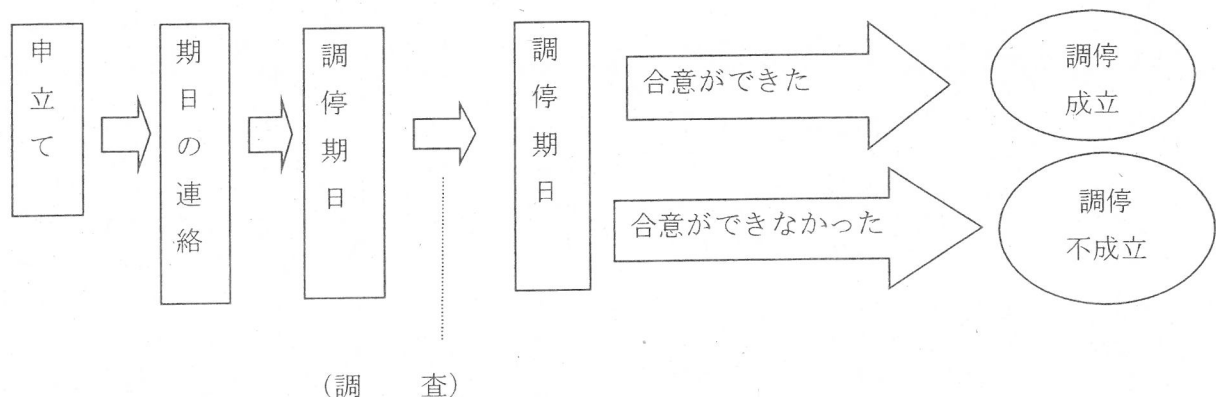
申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間は2時間程度（進行によっては更に長くかかる場合もあります。）です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		夫婦関係等調整調停申立書 事件名 (離婚)	
(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)		印紙	
(貼った印紙に押印しないでください。)			
この申立書を提出する裁判所名		千葉 家庭裁判所	
御中		申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	
令和〇〇年〇月〇〇日		甲 野 花 子	
添付書類		(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	
☒ 戸籍謄本 (全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要)		相手方に知らせてもよい住所を記載し、併せて「連絡先等の届出書」を提出してください。	
☒ (年金分割の申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書		連絡先を相手方に秘匿したい場合には、同届出書に「非開示の希望に関する申出書」を付けて提出してください。	
☐			
申立人	本 (国 籍)	〇〇 都 道 〇〇 市 〇〇 町 〇 番地	
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都 〇〇 区 ××× 〇丁目〇番〇号 ハイッ〇〇 (〇〇〇 方)	
	フリガナ氏 名	コ ウ ノ ハ ナ コ 甲 野 花 子 大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)	
相手方	本 (国 籍)	〇〇 都 道 〇〇 市 〇〇 町 〇 番地	
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 千葉市 〇〇 区 ××× 〇丁目〇番〇号 〇〇アパート 〇〇 号 (〇 方)	
	フリガナ氏 名	コ ウ ノ タ ロ ウ 甲 野 太 郎 大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)	
対象となる子	住 所	☒ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 (平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生)	
	フリガナ氏 名	コ ウ ノ イ チ ロ ウ 甲 野 一 郎 (〇 歳)	
	住 所	☒ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 (平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生)	
	フリガナ氏 名	コ ウ ノ ジ ロ ウ 甲 野 次 郎 (〇 歳)	
	住 所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 (平成 〇 年 〇 月 〇 日生)	
	フリガナ氏 名	(〇 歳)	

(注) 太枠の中だけ記入してください。対象となる子は、付随申立ての(1)、(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。
夫婦(1/2)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号（1又は2、付随申立てについては(1)～(7)）を○で囲んでください。

□の部分は、該当するものにチェックしてください。

☆ 付随申立ての(6)を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写しも相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
※ 1 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。 2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。 (3)から(5)の養育費、財産分与及び慰謝料の金額がはっきりしないときは、「相当額」を選択してください ① 情報通知書に記載されている住所を相手方に知られたくない場合は、住所部分を黒塗りした上で写しをこの申立書に添付してください。なお、情報通知書の原本も裁判所に提出してください（住所を知られたくない場合には同様に黒塗りしてください。）。 ② 按分割合を上限で定めることを求めるときは「0.5」を、それ未満の割合を求めるときは、（ ）に具体的な割合を記載してください。	※ 1 申立人と相手方は離婚する。 2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。 (付随申立て) (1) 未成年の子の親権者を次のように定める。 については父。 長男 一郎、二男 次郎.....については母。 (2) (□申立人/☑相手方)と未成年の子.....ら.....が面会交流する時期、方法などにつき定める。 (3) (□申立人/☑相手方)は、子.....らの養育費として、1人当たり毎月 (☑金 〇〇.....円 / □相当額) を支払う。 (4) 相手方は、申立人に財産分与として、(☑金 〇〇.....円 / □相当額) を支払う。 (5) 相手方は、申立人に慰謝料として、(☑金 〇〇.....円 / □相当額) を支払う。 (6) 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、(☑0.5 / □(.....))と定める。 (7) 別居している場合、直近の別居をした日

初めて同居をした日

申 立 て の 理 由

同居・別居の時期

同居を始めた日.....昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 別居をした日.....昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

申 立 て の 動 機

※ 当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要と思うものに◎を付けてください。

- | | | | |
|------------|----------------|--------------|-----------|
| 1 性格があわない | 2 異性関係 | 3 暴力をふるう | 4 酒を飲みすぎる |
| 5 性的不調和 | 6 浪費する | 7 病 気 | |
| 8 精神的に虐待する | 9 家族をすててかえりみない | 10 家族と折合いが悪い | |
| 11 同居に応じない | 12 生活費を渡さない | 13 そ の 他 | |

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		夫婦関係等調整調停申立書 事件名 ()
		(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) (貼った印紙に押印しないでください。)
収入印紙	円	
予納郵便切手	円	

千葉家庭裁判所 御中 令和 年 月 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
---------------------------	-----------------------------	---

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	準口頭
	☐ 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) ☐ (年金分割の申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書 ☐	

申立人	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	〒 ー (方)	
	フリガナ 氏名	大正 昭和 年 月 日生 平成 (歳)	
相手方	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	〒 ー (方)	
	フリガナ 氏名	大正 昭和 年 月 日生 平成 (歳)	
対象となる子	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ 氏名		令和 (歳)
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ 氏名		令和 (歳)
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ 氏名		令和 (歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。対象となる子は、付随申立ての(1)、(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。
夫婦(1/2)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号（1又は2、付随申立てについては(1)～(7)）を○で囲んでください。

□の部分は、該当するものにチェックしてください。

☆ 付随申立ての(6)を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写しも相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
※ 1 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。 2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。	※ 1 申立人と相手方は離婚する。 2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。 (付随申立て) (1) 未成年の子の親権者を次のように定める。 については父。 については母。 (2) (□申立人/□相手方)と未成年の子..... が面会交流する時期、方法などにつき定める。 (3) (□申立人/□相手方)は、子.....の養育費として、 1人当たり毎月(□金.....円 / □相当額) を支払う。 (4) 相手方は、申立人に財産分与として、 (□金.....円 / □相当額) を支払う。 (5) 相手方は、申立人に慰謝料として、 (□金.....円 / □相当額) を支払う。 (6) 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報 通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求 すべき按分割合を、 (□0.5 / □(.....))と定める。 (7)

申 立 て の 理 由	
同居・別居の時期	
同居を始めた日.....	別居をした日.....
昭和 平成 令和	昭和 平成 令和
年	年
月	月
日	日
申 立 て の 動 機	
※ 当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要と思うものに◎を付けてください。 1 性格があわない 2 異性関係 3 暴力をふるう 4 酒を飲みすぎる 5 性的不調和 6 浪費する 7 病 気 8 精神的に虐待する 9 家族をすててかえりみない 10 家族と折合いが悪い 11 同居に応じない 12 生活費を渡さない 13 そ の 他	

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックをつけ（複数可）、空欄には具体的に記入して、申立ての際に提出してください。

なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

令和 年 月 日 申立人

1 この問題でこれまでに家庭裁判所で調停や審判を受けたことがありますか。	☐ ある 平成・令和 年 月 頃 家裁 支部 ・ 出張所 ☐ 今も続いている。 申立人の氏名 _____ 事件番号 平成・令和 年（家）第 _____ 号 ☐ すでに終わった。 ☐ ない							
	2 調停で対立すると思われることはどんなことですか。（該当するものに、チェックしてください。複数可。） ☐ 離婚・内縁関係解消のこと ☐ 同居または別居のこと ☐ 子どものこと（ ☐ 親権 ☐ 養育費 ☐ 面会交流 ☐ その他 _____） ☐ 財産分与の額 ☐ 慰謝料の額 ☐ 負債（ローンなど）のこと ☐ 生活費のこと ☐ その他（ _____ ）							
3 それぞれの同居している家族について記入してください（本人を除く。）。 ※申立人と相手方が同居中の場合は申立人欄に記入してください。	申立人（あなた）		相手方					
	氏 名	年 齢	続 柄	職 業 等	氏 名	年 齢	続 柄	職 業 等
4 それぞれの収入はどのくらいですか。	月収（手取り） 約 _____ 万円 賞与（年 回）計約 _____ 万円 ☐ 実家等の援助を受けている。月 _____ 万円 ☐ 生活保護等を受けている。月 _____ 万円		月収（手取り） 約 _____ 万円 賞与（年 回）計約 _____ 万円 ☐ 実家等の援助を受けている。月 _____ 万円 ☐ 生活保護等を受けている。月 _____ 万円					
5 住居の状況について記入してください。	☐ 自宅 ☐ 当事者以外の家族所有 ☐ 賃貸（賃料月額 _____ 円） ☐ その他（ _____ ）		☐ 自宅 ☐ 当事者以外の家族所有 ☐ 賃貸（賃料月額 _____ 円） ☐ その他（ _____ ）					
6 財産の状況について記入してください。	(1) 資産 ☐ あり ☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 預貯金（約 _____ 万円） ☐ その他 ※具体的にお書きください。 (_____) ☐ なし		(1) 資産 ☐ あり ☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 預貯金（約 _____ 万円） ☐ その他 ※具体的にお書きください。 (_____) ☐ なし					
	(2) 負債 ☐ あり ☐ 住宅ローン（約 _____ 万円） ☐ その他（約 _____ 万円） ☐ なし		(2) 負債 ☐ あり ☐ 住宅ローン（約 _____ 万円） ☐ その他（約 _____ 万円） ☐ なし					
7 夫婦が不和となつたいきさつや調停を申し立てた理由などを記入してください。	----- ----- -----							

子についての事情説明書

この書類は、申立人と相手方との間に未成年のお子さんがある場合に記載していただくものです。
あてはまる事項にチェックをつけ、空欄には具体的に記入して、申立ての際に提出してください。
なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

令和 年 月 日 申立人 _____

1 現在、お子さんを主に監護している人は誰ですか。	☐ 申立人 ☐ 相手方 ☐ その他（ ）
2 お子さんと別居している父または母との関係について、記入してください。 * お子さんと申立人及び相手方が同居している場合には記載する必要はありません。	☐ 別居している父または母と会っている。 ☐ 別居している父または母と会っていないが、電話やメールなどで連絡を取っている。 ☐ 別居している父または母と会っていないし、連絡も取っていない。 → 上記のような状況となっていることについて理由などがあれば、記載してください。
3 お子さんに対して、離婚等について裁判所で話し合いを始めることや、今後の生活について説明したことはありますか。	☐ 説明したことはない。 ☐ 説明したことがある。 → 説明した内容やそのときのお子さんの様子について、裁判所に伝えておきたいことがあれば、記載してください。
4 お子さんについて、何か心配していることはありますか。	☐ ない ☐ ある → 心配している内容を具体的に記載してください。
5 お子さんに関することで裁判所に要望があれば記入してください。	

書類送付場所	☐ 申立書記載の住所 ☐ 秘匿事項届出書面と同じ ☐ 次の場所です。 〒 — (部屋番号や〇〇様方等も正確に記入してください。) 場所と本人との関係： ☐ 住居所 ☐ 就業先（勤務先） ☐その他（ ）
連絡先電話番号 (平日昼間に連絡がつく電話番号)	☐ 携帯電話番号 () ☐ 固定電話番号 (☐ 自宅／ ☐ 勤務先) () ☐ どちらに連絡があってもよい。 ☐ できる限り、 ☐ 携帯電話 への連絡を希望する。 ☐固定電話
送達場所の届出	☐ 上記の書類送付場所と同じです。 ☐ 次の場所です（日本国内に限る。）。 〒 — (部屋番号や〇〇様方等も正確に記入してください。) 場所と本人との関係： ☐ 住居所 ☐ 就業先（勤務先） 送達受取人（氏名 ）

連絡先等の届出書について

連絡先等の届出書（以下「本届出書」といいます。）は、裁判所があなた宛てに文書等を送付したり、電話連絡をするために、送付先・電話番号を教えてください。申立書等とともに裁判所に必ず提出してください。

1 本届出書に非開示を希望する部分がある場合

本届出書に非開示を希望する部分がある場合には、「非開示の希望に関する申出書」を作成して、ステープラー（ホッチキス）でとめて一体として提出してください。

2 秘匿決定の申立てをしている場合

本届出書の書類送付場所の「☐秘匿事項届出書面と同じ」にチェックをしてください。

3 本届出書の送達場所の届出欄について

送達場所の届出は、家事事件手続法36条が準用する民事訴訟法104条に規定された送達場所を届け出るものです。裁判所が送付する書面のほとんどは、本届出書で届け出られた書類送付場所宛てに普通郵便で送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送達する場合があります。

そのため、送達する場合の宛先となる住所を送達場所の届出欄に正確に記載してください。また、送達場所として届け出た場所で、ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には、その方を「送達受取人」として届け出ることもできます。

届出送達場所宛てに裁判所が書面を送達し、不在や転居などの理由によりあなたや送達受取人が実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、ご注意ください。

一度送達場所の届出をすると、審判・決定・調書等の送達先は、届出書に記載された場所に限定され、改めて届出書を提出しない限り他の場所に送達されませんので、ご注意ください。

令和 年 (家)第

号

進行に関する照会回答書 (申立人用)

【 この書面は反対当事者等
には開示されません。 】

この書面は、調停・審判を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(複数可)、
空欄には具体的な事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

令和 年 月 日 申立人

1 この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。	☐ ある(そのときの相手方の様子をチェックしてください。) ☐ 感情的で話し合えなかった。 ☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。 ☐ 態度がはっきりしなかった。 ☐ その他 () ☐ ない(その理由をチェックしてください。) ☐ 全く話し合いに応じないから。 ☐ 話し合っても無駄だと思ったから。 ☐ その他 ()	
2 相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。	☐ 応じると思う。 ☐ 応じないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)
3 調停・審判は円滑に進められると思いますか。	☐ 進められると思う。 ☐ 進められないと思う。 ☐ 分からない。	(理由等があれば、記載してください。)
4 この申立てをすることを相手方に伝えてありますか。	☐ 伝えた。 ☐ 伝えていない。 ☐ すぐ知らせる。 ☐ 自分からは知らせるつもりはない。 ☐ 自分からは知らせにくい。	
5 当事者双方の勤務先があれば書いてください。	申立人 勤務先の名称： 相手方 勤務先の名称：	
6 相手方の暴力等がある場合には、記入してください。	1 相手方の暴力等はどのような内容ですか。 ☐ 大声で怒鳴る・暴言をはく。 ☐ 物を投げる。 ☐ 殴る・蹴る。 ☐ 凶器を持ち出す。 (1) それはいつ頃のことですか。 _____ 頃 から _____ 頃 まで (2) 頻度はどのくらいですか。 _____ 回 2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。 ☐ ない ☐ ある (ケガや症状等の程度) 3 配偶者暴力に関する保護命令について、該当するものをチェックしてください。 ☐ 申し立てる予定はない。 ☐ 申し立てる予定である。 ☐ 申し立てたが、まだ結論は出ていない。 ☐ 申し立てたが、認められなかった。 ☐ 認められた。 ※保護命令書の写しを提出してください。 4 相手方の調停時の対応について ☐ 裁判所で暴力をふるうおそれはない。 ☐ 申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 ☐ 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるうおそれがある。 ☐ 裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 ☐ 裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。 ☐ 裁判所へ薬物、アルコール類を飲んでくるおそれがある。	
7 調停・審判期日の差支え日等があれば書いてください。	申立人の ☐ 希望日 曜日 午前・午後 ☐ 差支え日 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 (すでに差し支えることが分かっている日→) 相手方の ☐ 希望日 曜日 午前・午後 ☐ 差支え日 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 (※分からなければ記載しなくてもかまいません。)	
※ 調停・審判は平日の午前または午後に行われます。		
8 当事者双方の立会いのもとで、裁判所から調停手続に関する説明をすることにつき、支障があれば、具体的な事情を記入してください。		
9 8のほか、裁判所に配慮を求めることがあれば、その内容を書いてください。		